

計画作成年度	令和4年度
計画主体	梶原町

## 梶原町鳥獣被害防止計画

### 〈連絡先〉

担当部署名 梶原町役場産業振興課・森林の文化創造推進課  
所在地 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1  
電話番号 0889-65-1250  
FAX番号 0889-40-2010  
メールアドレス 80-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ、カラス、ドバト、サギ類、カワウ、キツネ、タヌキ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高知県高岡郡梶原町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度実績)

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	25 千円	0.04ha
	野菜・山菜 (シイタケ、タケノコ等)	43 千円	1.8ha
	いも類	13 千円	0.5ha
ニホンジカ	野菜	13 千円	0.55ha
	植林 (スギ、ヒノキ、クスギ)	224 千円	0.84ha
サル	イモ類	10 千円	0.4ha
	野菜・山菜 (シイタケ、タケノコ等)	46 千円	1.9ha
	果樹	17 千円	1.7ha
ハクビシン	野菜・山菜 (シイタケ、タケノコ等)	19 千円	0.78ha
	果樹 (柿、栗等)	14 千円	1.4ha
ノウサギ	野菜	6 千円	0.26ha
	植林 (スギ、ヒノキ、クスギ)	40 千円	0.15ha
カラス	野菜	7 千円	0.3ha
	果樹 (柿、栗等)	4 千円	0.42ha
ドバト	水稲	2 千円	0 ha
	野菜	2 千円	0.2ha
	果樹 (柿、栗等)	2 千円	0.08ha
サギ類	水稲	3 千円	0.01ha
カワウ	川魚 (アユ、アマゴ)	—千円	—
キツネ	野菜	—千円	—ha
タヌキ	野菜	—千円	—ha

## (2) 被害の現状

### ① イノシシ

被害は梶原町内全域に広がっており、年間を通して発生している。有害鳥獣捕獲頭数・被害面積・金額は前年度より減少傾向にあることから、捕獲活動による効果が現れていると考えられる。主な被害品目は、水稻・野菜・山菜・いも類等となっている。

### ② ニホンジカ

ニホンジカによる被害は梶原町内全域に広がっており、年間を通して被害が発生している。被害面積・金額ともに前年度より増加傾向にあり、生息頭数が増加していることがうかがえる。主な被害品目として野菜等が挙げられるが、近年植林での食害や樹皮を剥ぐといった被害が見られるようになる。

### ③ サル

サルによる被害は南部地域に集中しているが、町内中心部への出没もみられるようになる。住宅地では捕獲が難しいことが課題となっている。被害は年間を通じて発生している。被害面積・金額ともに前年度より減少傾向にあるが生息数増が懸念されることから今後被害が拡大することも考えられる。主な被害品目として、野菜類の他、シイタケやタケノコといった山菜類の被害が多い。

### ④ ハクビシン

ハクビシンによる被害は梶原町内全域に広がっており、年間を通して発生していることから、生息頭数の増加がうかがえる。特に農繁期の8月から10月にかけて、いも類、野菜、果樹等の被害が多い。住宅地への出没もみられ、糞害等の被害もみられる。生息数の増や被害の拡大が懸念されることから、今後も被害の拡大が予想される。

### ⑤ ノウサギ

ノウサギによる被害は近年増加傾向にあり、捕獲頭数の増加からも生息頭数の増加がうかがえる。被害は梶原町内全域で発生している。主な被害品目として、野菜類が挙げられるが、近年森林の幼齢木への被害が多く、若芽を嚙ることにより枯れてしまう被害が増加している。

### ⑥ カラス

カラスによる被害は緩やかではあるが、やや減少傾向にある。有害鳥獣捕獲による捕獲数も減少しており、捕獲活動等の効果が現れていると考えられる。被害は梶原町内全域で発生しており、柿・栗等の果樹や野菜類への被害が中心となっている。

### ⑦ ドバト

ドバトによる被害は減少傾向にある。有害鳥獣捕獲による捕獲数は減少傾向にあり、生息頭、被害の減少がうかがえる。被害は梶原町内全域で発生しており、果樹や野菜類への被害が多い。

⑧ サギ類

サギ類による被害は毎年発生している。有害鳥獣捕獲による捕獲数はやや減少傾向にあるが、住宅地でのコロニーの形成による糞害や、水稻への被害だけでなく、アユやアメゴの食害等の被害も見られる。

⑨ カワウ

カワウによる被害は、梶原町内全域で発生しているが、捕食地域が川であることから、効果的な対策を行いつらいことが課題として挙げられる。  
被害としては、アユやアメゴへの食害が確認されている。

⑩ キツネ

被害は北部地域（四万川区・西区）に集中しており、野菜等への被害が発生している。  
捕獲頭数は年々減少傾向にあることから、生息頭数、被害の減少がうかがえる。

⑪ タヌキ

顕著な被害は確認されていないが、目撃情報や果樹、野菜等へ被害報告があり、今後被害が拡大発生する可能性がある。

## (3) 被害の軽減目標

指 標	鳥獣の種類	現状値(令和3年度実績)	目標値(令和7年度)
被害金額	イノシシ	81 千円	75 千円
	ニホンジカ	237 千円	200 千円
	サル	73 千円	50 千円
	ハクビシン	33 千円	27 千円
	ノウサギ	47 千円	30 千円
	カラス	11 千円	8 千円
	ドバト	6 千円	5 千円
	サギ類	3 千円	2 千円
	カワウ	－千円	－千円
	キツネ	－千円	－千円
	タヌキ	－千円	－千円
被害面積	イノシシ	2.34ha	2.00ha
	ニホンジカ	1.39ha	1.20ha
	サル	4.00ha	3.00ha
	ハクビシン	2.18ha	1.90ha
	ノウサギ	0.4ha	0.3ha
	カラス	0.72ha	0.60ha
	ドバト	0.28ha	0.20ha
	サギ類	0.01ha	0.01ha
	キツネ	－ ha	－ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																																																																		
捕獲等に関する取組	<p> <b>■有害鳥獣捕獲事業</b>                      事業内容：捕獲した鳥獣に対し報奨金を支払う。                 </p> <table border="0"> <tr> <td>イノシシ</td> <td>10,000 円/頭</td> </tr> <tr> <td>    獵期期間については</td> <td>8,000 円/頭</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>10,000 円/頭</td> </tr> <tr> <td>サル</td> <td>30,000 円/頭</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>4,000 円/頭</td> </tr> <tr> <td>ノウサギ</td> <td>4,000 円/羽</td> </tr> <tr> <td>キツネ</td> <td>2,000 円/頭</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>2,000 円/羽</td> </tr> <tr> <td>ドバト</td> <td>2,000 円/羽</td> </tr> <tr> <td>サギ類</td> <td>4,000 円/羽</td> </tr> <tr> <td>カワウ</td> <td>4,000 円/羽</td> </tr> </table> <p>                     実施区域：梶原町全域  <b>【R1 年度】</b>                      事業費 12,468 千円                 </p> <table border="0"> <tr><td>・イノシシ</td><td>542 頭</td></tr> <tr><td>・ニホンジカ</td><td>441 頭</td></tr> <tr><td>・サル</td><td>33 頭</td></tr> <tr><td>・ハクビシン</td><td>138 頭</td></tr> <tr><td>・カラス</td><td>21 羽</td></tr> <tr><td>・ドバト</td><td>49 羽</td></tr> <tr><td>・サギ類</td><td>88 羽</td></tr> <tr><td>・ノウサギ</td><td>241 羽</td></tr> <tr><td>・キツネ</td><td>20 頭</td></tr> <tr><td>・カワウ</td><td>22 羽</td></tr> </table> <p> <b>【R2 年度】</b>                      事業費 13,278 千円                 </p> <table border="0"> <tr><td>・イノシシ</td><td>576 頭</td></tr> <tr><td>・ニホンジカ</td><td>488 頭</td></tr> <tr><td>・サル</td><td>30 頭</td></tr> <tr><td>・ハクビシン</td><td>151 頭</td></tr> <tr><td>・カラス</td><td>24 羽</td></tr> <tr><td>・ドバト</td><td>93 羽</td></tr> <tr><td>・サギ類</td><td>68 羽</td></tr> <tr><td>・ノウサギ</td><td>234 羽</td></tr> <tr><td>・キツネ</td><td>24 頭</td></tr> <tr><td>・カワウ</td><td>10 羽</td></tr> </table> <p> <b>【R3 年度】</b>                      事業費 12,334 千円                 </p> <table border="0"> <tr><td>・イノシシ</td><td>486 頭</td></tr> <tr><td>・ニホンジカ</td><td>521 頭</td></tr> <tr><td>・サル</td><td>24 頭</td></tr> <tr><td>・ハクビシン</td><td>162 頭</td></tr> <tr><td>・カラス</td><td>10 羽</td></tr> <tr><td>・ドバト</td><td>46 羽</td></tr> <tr><td>・サギ類</td><td>55 羽</td></tr> <tr><td>・ノウサギ</td><td>240 羽</td></tr> <tr><td>・キツネ</td><td>8 頭</td></tr> <tr><td>・カワウ</td><td>20 羽</td></tr> </table>	イノシシ	10,000 円/頭	獵期期間については	8,000 円/頭	ニホンジカ	10,000 円/頭	サル	30,000 円/頭	ハクビシン	4,000 円/頭	ノウサギ	4,000 円/羽	キツネ	2,000 円/頭	カラス	2,000 円/羽	ドバト	2,000 円/羽	サギ類	4,000 円/羽	カワウ	4,000 円/羽	・イノシシ	542 頭	・ニホンジカ	441 頭	・サル	33 頭	・ハクビシン	138 頭	・カラス	21 羽	・ドバト	49 羽	・サギ類	88 羽	・ノウサギ	241 羽	・キツネ	20 頭	・カワウ	22 羽	・イノシシ	576 頭	・ニホンジカ	488 頭	・サル	30 頭	・ハクビシン	151 頭	・カラス	24 羽	・ドバト	93 羽	・サギ類	68 羽	・ノウサギ	234 羽	・キツネ	24 頭	・カワウ	10 羽	・イノシシ	486 頭	・ニホンジカ	521 頭	・サル	24 頭	・ハクビシン	162 頭	・カラス	10 羽	・ドバト	46 羽	・サギ類	55 羽	・ノウサギ	240 羽	・キツネ	8 頭	・カワウ	20 羽	<p>                     当町は地元猟友会の協力を得て有害鳥獣捕獲を実施してきた。捕獲実績も毎年上がっており一定の成果が見られる。                 </p> <p>                     しかし、狩猟者の高齢化や、猟離れにより狩猟者が減少している。今後、有害鳥獣被害はますます拡大していく事が予想されることから、農林業従事者等が狩猟免許を取得し、自らが捕獲することで被害を最小限にしていける体制づくりが求められている。                 </p> <p>                     また、防護柵や防護網、電気柵等の設置を推進した結果、少しずつではあるが被害の減少が確認されているが、維持管理面において適切な管理がなされていないこともあるので、農業者の鳥獣対策における意識向上が求められる。                 </p>
イノシシ	10,000 円/頭																																																																																			
獵期期間については	8,000 円/頭																																																																																			
ニホンジカ	10,000 円/頭																																																																																			
サル	30,000 円/頭																																																																																			
ハクビシン	4,000 円/頭																																																																																			
ノウサギ	4,000 円/羽																																																																																			
キツネ	2,000 円/頭																																																																																			
カラス	2,000 円/羽																																																																																			
ドバト	2,000 円/羽																																																																																			
サギ類	4,000 円/羽																																																																																			
カワウ	4,000 円/羽																																																																																			
・イノシシ	542 頭																																																																																			
・ニホンジカ	441 頭																																																																																			
・サル	33 頭																																																																																			
・ハクビシン	138 頭																																																																																			
・カラス	21 羽																																																																																			
・ドバト	49 羽																																																																																			
・サギ類	88 羽																																																																																			
・ノウサギ	241 羽																																																																																			
・キツネ	20 頭																																																																																			
・カワウ	22 羽																																																																																			
・イノシシ	576 頭																																																																																			
・ニホンジカ	488 頭																																																																																			
・サル	30 頭																																																																																			
・ハクビシン	151 頭																																																																																			
・カラス	24 羽																																																																																			
・ドバト	93 羽																																																																																			
・サギ類	68 羽																																																																																			
・ノウサギ	234 羽																																																																																			
・キツネ	24 頭																																																																																			
・カワウ	10 羽																																																																																			
・イノシシ	486 頭																																																																																			
・ニホンジカ	521 頭																																																																																			
・サル	24 頭																																																																																			
・ハクビシン	162 頭																																																																																			
・カラス	10 羽																																																																																			
・ドバト	46 羽																																																																																			
・サギ類	55 羽																																																																																			
・ノウサギ	240 羽																																																																																			
・キツネ	8 頭																																																																																			
・カワウ	20 羽																																																																																			

(5) 今後の取組方針

今後も有害鳥獣捕獲者への奨励制度を継続していくとともに、新規狩猟者の確保と併せて狩猟者が猟を継続していけるように負担を軽減させる対策が必要である。そのために町独自で行っている狩猟免許取得に係る費用の補助や、登録狩猟税の半額補助を継続させていきたい。また、梶原町は愛媛県とも隣接した町であるので、愛媛県との連携や隣接市町村との連携での捕獲も行っていく必要がある。

平成24年度以降、各地域において個人・集落単位での防護柵・防護網の設置が進んだ結果、少しずつではあるが被害の減少が確認されている。今後も小規模なものについても対応し、地区等に周知を図っていくとともに、有害鳥獣対策の防護柵、電気柵の設置講習会等を定期的に開催することで、農業者の技能・意識向上に努めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会が、地元住民から依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を実施する体制が整備されている。被害の報告等を受け、鳥獣被害対策実施隊に鳥獣捕獲許可書を交付し鳥獣被害の駆除捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(3)のとおり。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン ノウサギ カラス ドバト サギ類 カワウ キツネ タヌキ	農林業者への狩猟免許取得を積極的に推進し、捕獲報奨金制度の拡充を進め、被害発生時には速やかな対応ができるようにする。 隣接した市町村とも協力し、広域の駆除体制を整える。 また、防護網等の活用により田畑への被害を減少させることと併せて、鳥獣対策への意欲向上に努めていく。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ① イノシシ

年間捕獲数は、令和元年度は 542 頭、令和 2 年度は 576 頭、令和 3 年度の捕獲頭数は 486 頭となっている。現在の被害状況を考慮し、令和 5 年度捕獲計画数は 700 頭とする。

##### ② ニホンジカ

年間捕獲数は、令和元年度は 441 頭、令和 2 年度は 488 頭、令和 3 年度の捕獲頭数は 521 頭となっている。生息数の増や被害の拡大が懸念されることから、令和 5 年度捕獲計画数は 700 頭とする。

##### ③ サル

年間捕獲数は、令和元年度は 33 頭、令和 2 年度は 30 頭、令和 3 年度の捕獲頭数は 24 頭となっている。生息・出没数の増や被害の拡大が懸念されることから、令和 5 年度捕獲計画数は 60 頭とする。

##### ④ ハクビシン

年間捕獲数は、令和元年度は 138 頭、令和 2 年度は 151 頭、令和 3 年度の捕獲頭数は 162 頭となっている。生息数の増や被害の拡大が懸念されることから、過去の実績から考慮して令和 5 年度捕獲計画数は 150 頭とする。

##### ⑤ ノウサギ

年間捕獲数は、令和元年度 241 羽、令和 2 年度 234 羽、令和 3 年度 240 羽となっている。今後も生息数が増加することが予想されることから、令和 5 年度は 300 羽とする。

##### ⑥ カラス

年間捕獲数は、令和元年度 21 羽、令和 2 年度 24 羽、令和 3 年度 10 羽となっている。減少傾向にあり、生息数、被害の減少が予想されるが、引き続き、増加することがないように令和 5 年度は 30 羽とする。

##### ⑦ ドバト

年間捕獲数は、令和元年度 49 羽、令和 2 年度 93 羽、令和 3 年度 46 羽となっている。減少傾向にあり、生息数、被害の減少が予想されるが、引き続き、増加することがないように令和 5 年度は 60 羽とする。

##### ⑧ サギ類

年間捕獲数は、令和元年度 88 羽、令和 2 年度 68 羽、令和 3 年度 55 羽と緩やかではあるが、年々捕獲頭数は減少している。しかし、引き続き、増加することがないように、令和 5 年度は 60 羽とする。

##### ⑨ カワウ

年間捕獲数は、令和元年度 22 羽、令和 2 年度 10 羽、令和 3 年度 20 羽となっている。アユやアメゴの食害が報告されていることから、令和 5 年度は 40 羽とする。

##### ⑩ キツネ

年間捕獲数は、令和元年度は 20 頭、令和 2 年度は 24 頭、令和 3 年度の捕獲頭数は 8 頭となっている。減少傾向にあり、生息数、被害の減少が予想されるが、引き続き、増加することがないように令和 5 年度捕獲計画数は 30 頭とする。

##### ⑪ タヌキ

多くの目撃情報や果樹、野菜等へ被害報告があり、被害が拡大する可能性があるため、令和 5 年度捕獲計画数は 30 頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	700	700	700
ニホンジカ	700	700	700
サル	60	60	60
ハクビシン	150	150	150
ノウサギ	300	300	300
カラス	30	30	30
ドバト	60	60	60
サギ類	60	60	60
カワウ	40	40	40
キツネ	30	30	30
タヌキ	30	30	30

捕獲等の取組内容	
捕獲方法	銃器・わな・網
捕獲対象	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、ノウサギ カラス、ドバト、サギ類、カワウ、キツネ
捕獲時期	4月1日～11月14日 ※サル・サギ・イノシシ・カラス・カワウについては11月 15日～翌年3月31日にも有害捕獲を行う。
捕獲区域	栲原町全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ サル	電気柵・防護柵・防護ネット等 0.5km	電気柵・防護柵・防護ネット等 0.5km	電気柵・防護柵・防護ネット等 0.5km

(2) その他被害防止に関する取組

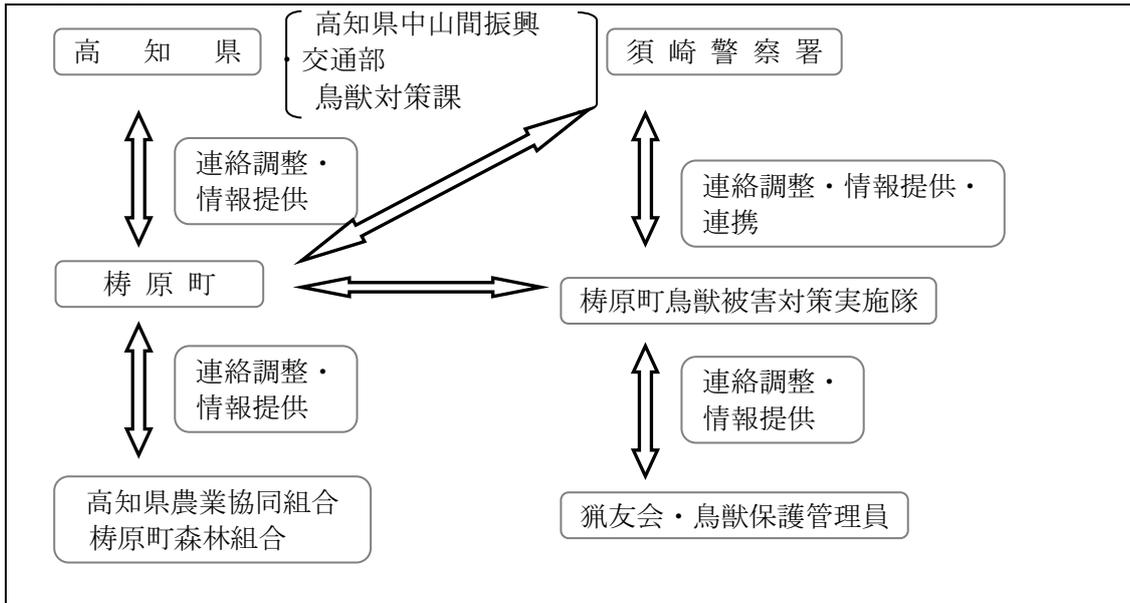
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン ノウサギ カラス ドバト サギ類 カワウ キツネ タヌキ	<p>広報誌等を活用し、農林業者、地域住民の方に対して鳥獣被害を防止するための知識の普及啓発に努める。</p> <p>また、防護柵や防護ネット、電気柵等を積極的に導入し、鳥獣被害の軽減を図るとともに定期的に講習会を実施し、技能・意欲向上に努める。</p> <p>狩猟者の確保、維持を図るため、狩猟免許取得更新に係る負担を軽減する取組みを実施する。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
梶原町役場産業振興課	協議会事務局、及び協議会に関する連絡、調整
須崎地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、及び有害鳥獣捕獲の実施、及び農林業者に対する狩猟免許取得の奨励
有害鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
高知県農業協同組合	農業者からの情報収集、営農指導、防止対策事業の推進
梶原町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
四万十森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等
須崎農業振興センター	有害鳥獣関連情報の提供
須崎林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供
梶原町区長会	有害鳥獣関連情報の提供
集落活動センターゆすはら西	有害鳥獣関連情報の提供・ジビエ処理・販売

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	梶原町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
梶原町産業振興課	協議会事務局、及び協議会に関する連絡、調整
須崎地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、及び有害鳥獣捕獲の実施、及び農林業者に対する狩猟免許取得の奨励
有害鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
高知県農業協同組合	農業者からの情報収集、営農指導、防止対策事業の推進
梶原町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
四万十森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等
須崎農業振興センター	有害鳥獣関連情報の提供
須崎林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供
梶原町区長会	有害鳥獣関連情報の提供
集落活動センターゆすはら西	有害鳥獣関連情報の提供・ジビエ処理・販売

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	オブザーバーとして有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
設置日	: 平成24年12月1日設立
任期	: 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
構成	: 町職員とし、隊長1名及び隊員9名を置く（うち、対象鳥獣捕獲員0名）
規模	: 東区5名 西区1名 越知面区1名 四万川区1名 松原区1名 初瀬区1名
実施隊が行う	
被害防止対策	: 集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発等。
事務局	: 梶原町役場 産業振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体と協力して対策を推進するだけでなく、地域住民と一体となって被害防止に取り組むよう努める。
--

7. 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは狩猟者が自家消費及び自己処理する。 その他の鳥獣については、埋設又は消却処分としている。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

○施設整備 平成30年度からジビエカー及び解体処理施設の整備が行われ、獣害被害に悩まされていた地域での、捕獲鳥獣の利活用が可能となり、地域の活性化につながっている。令和3年度には小型焼却処理施設を整備し、解体処理後の残渣処理も可能となる。
○流通・販売 令和3年度以降からは需給のバランスがとれ、安定した流通販売が確保できるようになる。 令和5年度以降は地域に根付いた（学校給食や食育）取組にも挑戦しながら、商品開発等を進めていく。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各関係機関が協議会を通じて情報交換や、被害対策について協議を行い、連携していくことによって被害の軽減に努めていく。また、不適切な電気柵・わな等の設置が確認された際は、現地確認のうえ、各関係機関で連携しつつ対応を図っていく。